

第24回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年4月23日

大臣指示

(緊急事態宣言の発出)

- 本日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき緊急事態宣言が発出されました。期間は4月25日から5月11日までの17日間、対象区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県です。

また、まん延防止等重点措置について、新たに愛媛県で実施することや、宮城県及び沖縄県の実施期限を5月11日までに延長することが決定されました。

この決定に伴い、「基本的対処方針」が変更されたことを受け、私から省内に以下の指示をいたします。

(外出・移動等の自粛)

- まず、外出・移動の自粛についてです。緊急事態措置区域である4都府県及びまん延防止等重点措置の実施区域である7県において、
- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛が求められ、前者については、不要不急の都道府県間の移動は極力控えること、後者についても、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えること
 - ・ 人の流れを抑制する観点から、地下鉄、バス等の交通事業者に

対して、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等や、主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこととされています。

- 国土交通省では、まん延防止等重点措置の実施区域等において、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置、対象都府県等を対象エリアに含む高速道路周遊パスの新規申込の受付停止に取り組んできましたが、引き続き、これらの取組を実施・継続して下さい。

加えて、高速道路料金の休日割引の3割引をゴールデンウィーク期間中（4月29日から5月9日まで）は適用しないこととして下さい。

- その上で、関係各局においては、交通機関や高速道路等の利用に関する状況をしっかりとモニタリングして下さい。
- 更に、地下鉄、バス等の終電の繰上げ、減便等については、関係都府県の御意見も伺いながら、基本的対処方針に基づき、適切に行われるよう、必要な支援を行って下さい。
- また、路上・公園等における集団での飲酒などが、感染リスクが高いとされていることを踏まえ、まん延防止等重点措置の実施区域等において、都市公園や道路等における飲酒を伴う集会等について自粛の呼びかけを行うよう、管理者に対して要請して下さい。

い。

(事業者等の感染予防対策の徹底)

- 次に、事業者等の感染予防対策の徹底についてです。所管の各事業者においては、分野別の感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防対策を図っていただいているところですが、ガイドラインを個々の事業者にしっかり周知し、感染予防に万全を期すよう、改めて関係団体等に要請して下さい。

- また、職場への出勤等については、これまでも、所管事業者及び関係団体等に対し、テレワークや時差出勤の推進について協力を要請しているところですが、人の流れを抑制する観点から、緊急事態措置区域における所管事業者及び関係団体等を中心に、出勤者数の7割削減を目指したテレワーク勤務の活用や休暇取得の促進等について、改めて、対応をお願いして下さい。

(事業者支援)

- 次に、事業者支援についてです。新型コロナウイルスの感染拡大の深刻な影響は、中小企業のみならず、中堅・大手企業にも甚大な被害が広く及んでいるところであり、依然として厳しい状況が続いています。

- 本省の各局、全国の各地方整備局、地方運輸局におかれては、引き続き、各業界における事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、資金繰りに関する支援等についての

相談窓口において、引き続き必要な対応を行うなど、先手先手で万全の対応を行って下さい。また、関係各省に対しても、雇用調整助成金をはじめ、支援措置の拡充・延長に向けて私自身も働きかけをしておりますので、現場でも働きかけを続けて下さい。

(地域観光事業支援事業)

- 今般の緊急事態宣言の発出に伴い、観光関連事業者は極めて深刻な影響を受けることが予想されるため、現在実施している地域観光事業支援について、新たな追加的支援措置を講じることとしましたので、早急に詳細を詰めるとともに、都道府県や事業者に対し周知して下さい。

(省内の体制確保)

- 次に、国土交通省内の体制確保についてです。緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置の実施区域においては、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務及び休暇取得により、出勤職員を終日通常時の3割まで減らすことを徹底し、省内に感染者が発生した場合でも省の機能が著しく損なわれることのないよう、取り組んで下さい。

また、引き続き、換気やマスクの着用をはじめ、こまめな検温を含めた体調の把握、共有物の定期的な消毒など、感染防止対策の徹底を図って下さい。

- 最後に、引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、感染予防対策や体調

管理を徹底して下さい。

○ 私からは以上です。